

狛江市開発等事業における道路整備指針

令和5年10月

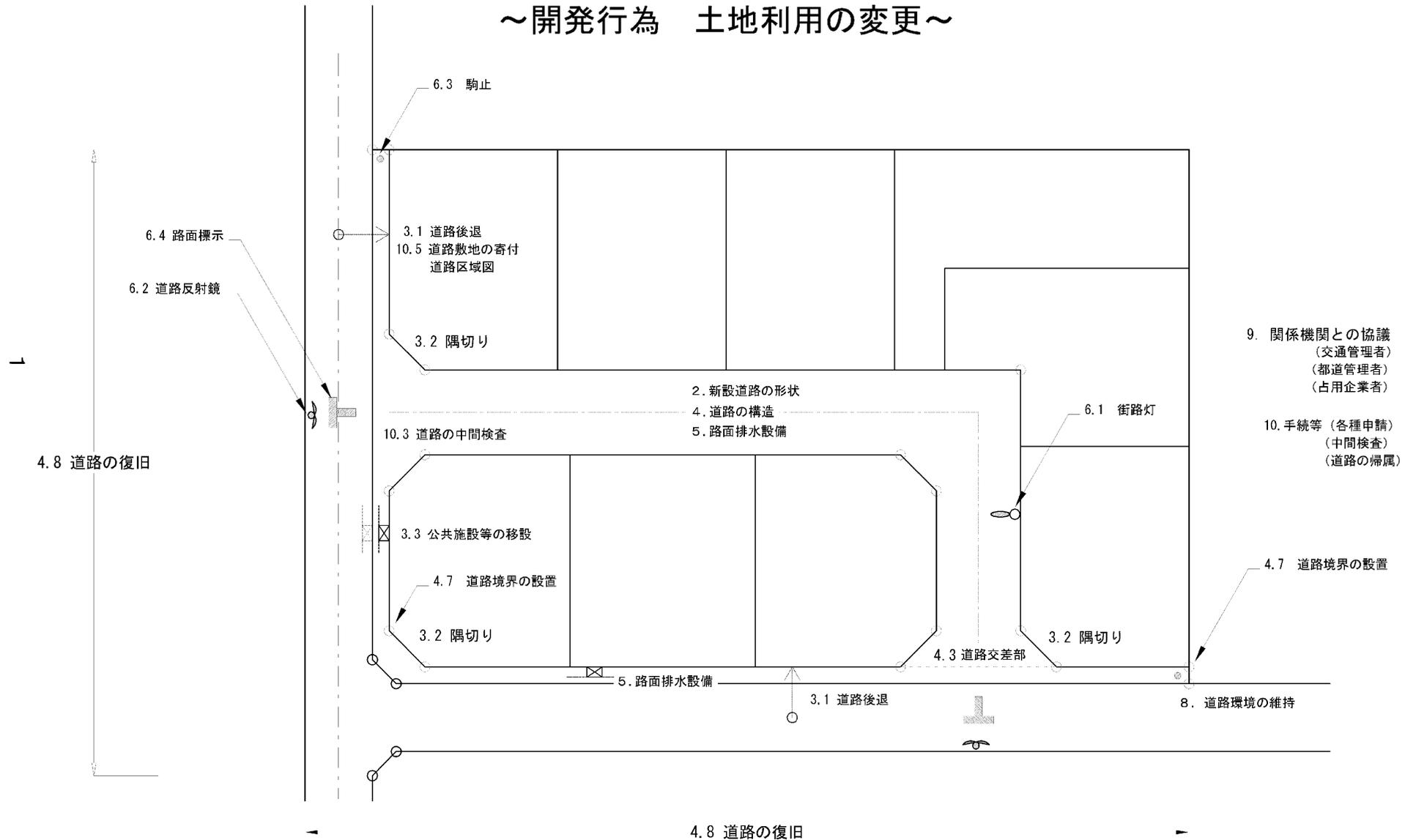
狛江市 都市建設部 道路交通課

目 次 兼 チェックリスト

	頁	該当	対策
1. 適用の範囲	3		
2. 新設道路の形状	3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 道路後退と隅切り	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 1 道路後退幅	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 2 隅切り	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 3 公共施設等の移設	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 4 自主管理歩道	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 道路の構造	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 1 舗装構成	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 2 道路勾配	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 3 道路交差部	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 4 道路構造保全施設	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 5 車両の出入口及び位置指定道路の接続部	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 6 道路の占用	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 7 道路境界の設置	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 8 道路の復旧	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 路面排水設備	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 1 側溝	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 2 集水枿	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 交通安全施設	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 1 街路灯	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 2 道路反射鏡	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 3 駒止、防護柵	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 4 路面標示	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 駐輪場及び駐車場	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 1 駐輪場	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 2 駐車場	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 道路環境の維持	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 1 道路の維持	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 2 境界及び基準点の保全	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 3 工事内容の周知	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 4 損害の補償	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 5 不法占用の禁止	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 6 雨水の事業区域内処理	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 関係機関との協議	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 1 交通管理者との協議	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 2 都道管理者との協議	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 3 占用企業者との協議	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 手続等	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 1 道路占用許可申請	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 2 道路工事施工承認申請	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 3 道路の中間検査	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 4 工事車両の通行	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 5 道路の帰属	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式等・各種図面	12 ~ 43		

道路整備の概要

～開発行為 土地利用の変更～

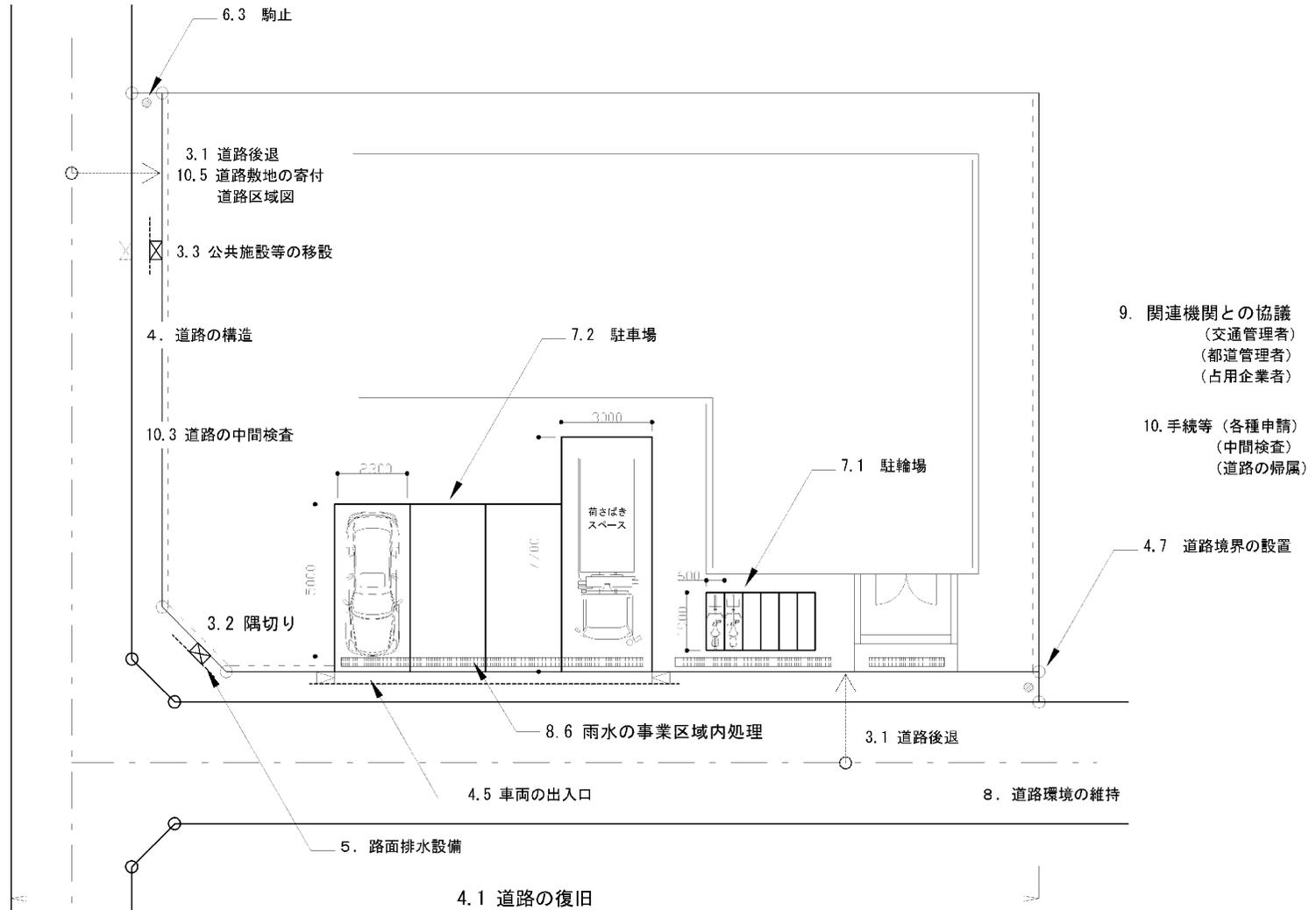


道路整備の概要

～建築事業～

2

4.1 道路の復旧



1. 適用の範囲

本指針は、市民等が安心して暮らせる良質な住環境の創出のために、狛江市まちづくり指導基準第14条に基づき、狛江市まちづくり条例に規定される開発等事業の道路整備に係ることに適用する。また指導基準第10条の2及び第12条の2に基づき、小規模開発等事業の道路整備に係ることに適用する。ただし、本指針に定義されていない事項又はやむを得ず本指針が適用できない場合は、狛江市担当者と協議すること。

2. 新設道路の形状

新設する道路には、次の機能を有すること。

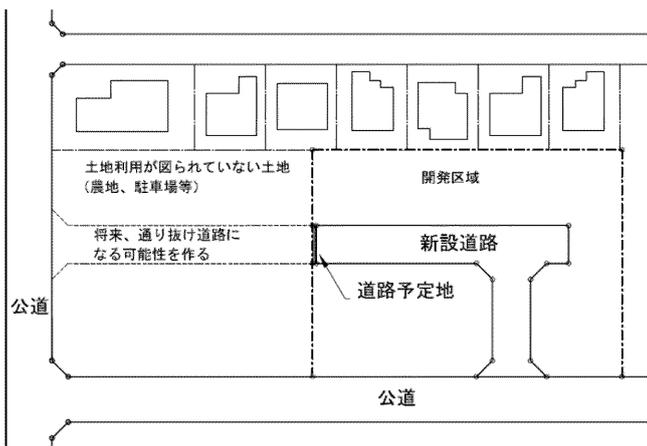
①通学、通勤及び買物等に便利で、交通安全上又は生活上必要とすること。

②災害等発生の場合の避難路となり、消火、緊急活動がしやすくなること。

したがって、新設する道路は起点、終点が公道に接続している、通り抜け道路を原則とする。この場合の起点と終点の公道は、異なる路線が望ましい。また、土地利用が図られていない土地が事業区域に接している場合は、隣地境界線まで道路を築造し、将来公道から公道へ通り抜けできる可能性をつくること。(図-2.1 参照)

ただし、事業敷地の面積、形状等により、通り抜け道路を整備することが困難な場合においては、転回広場を設ける等、避難上及び車両の通行上支障がない対策をしたうえで、行き止まり道路とすることができる。

(事例 1)



(事例 2)

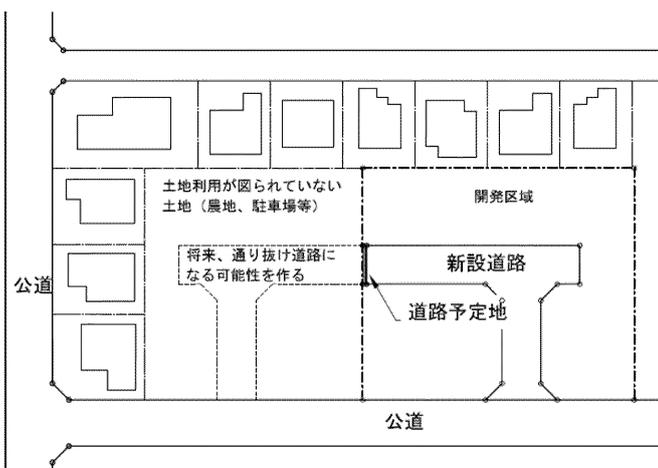


図-2.1 土地利用が図られていない土地が開発区域に接している場合の対応例

3. 道路後退と隅切り

3. 1 道路後退

事業区域が市道に接する場合は、道路中心線から表-3.1に示す距離を敷地後退し、道路として整備し、道路区域へ編入する。ただし、土地区画整理事業により街区が整備されている道路の場合は、この限りでない。

※道路中心線の定義は、原則次のとおりとする。

- ①旧道を中心に整備された道路及び建築基準法第42条第2項に該当する道路等は、旧道の中心とする。
- ②用地買収を伴う整備をした道路及び赤道を中心としない整備をした道路等は、現道の中心とする。

※事業区域が複数の市道と接する場合は、市長と協議すること。

※道路後退部及び隅切り部の線形については、狛江市まちづくり条例の協定書締結前までに道路区域図の下図を作成し、道路交通課境界確定係担当者と協議すること。(10.5(2)参照)

表-3.1 事業の種類と後退幅

事業の種類	後退幅	備考
開発行為	3.0m	
建築事業 土地利用の変更等 (道路の位置の指定を 伴うものを含む)	3.0m	事業区域面積 1,000m ² 以上
	2.0m	事業区域面積 1,000m ² 未満

3. 2 隅切り

道路が同一平面で交差する箇所には、表-3.2に示す延長の隅切りを整備し、道路区域へ編入する。ただし、既に2.0mの隅切りが整備された道路に接した、事業区域面積1,000m²未満の敷地において土地利用の変更を行う場合は、新たに隅切りを整備しなくてもよい。

表-3.2 事業の種類と隅切り長

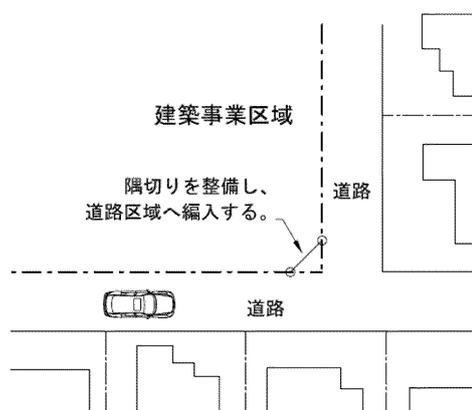
事業の種類	隅切り長	備考
開発行為 土地利用の変更等 (道路の位置の指定を 伴うものを含む)	3.0m	片側しか隅切りを設置できない 場合には、4.0mとする。
建築事業等	3.0m	事業区域面積 1,000m ² 以上
	2.0m	事業区域面積 1,000m ² 未満

※①2.0m以上の歩道が確保されている道路と交差する隅切りの長さは、道路幅員に係らず2.0mまで緩和できる。

②道路の交差、接続、屈曲によって生じる内角が120°以上の場合の隅切りは、交通の安全に支障がないときに限り省略できる。

③建築事業において、歩道がある道路と交差している場合は、道路としてではなく、人等が通行できる公開された空地として整備してもよい。(図-3.1参照)

歩道がない道路の交差点



歩道がある道路の交差点

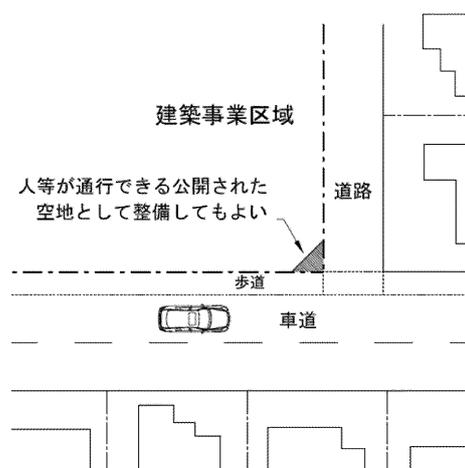


図-3.1 建築事業での隅切り整備例

3.3 公共施設等の移設

道路後退及び隅切りの整備にあたり、公共施設等（路面排水設備、電柱、防護柵、道路反射鏡等）を移設すること。

移設する既設集水樹の取付管が陶管である場合は、塩化ビニル管へ交換すること。移設する既設集水樹に浸透装置が設置されている場合は、施工方法及び移設位置について、狛江市担当者と協議すること。公共施設の移設は、舗装本復旧前に実施すること。

3.4 自主管理歩道

幅員 2.0m 未満の歩道を有する市道に接した、事業区域面積 1,000 m²以上の土地において建築事業を行う場合は、歩道幅員と合わせて 2.0m 以上の幅員が確保できる自主管理歩道を整備し、自主管理歩道の確保、維持管理等に関する協定を市と締結すること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

4. 道路の構造

4.1 舗装構成

舗装構造は、35型を標準とし、道路後退部は既存道路と同等以上、新設道路は予想交通量により決定する。

4.2 道路勾配

新設道路の縦断勾配は、0.5%以上 5%以下を標準とし、周辺状況等によりやむを得ない場合でも 8%を超えないようにすることが望ましい。また、車道の横断勾配は 1.5%以上 2.0%以下を標準とする。

道路交差部は、勾配を十分調整し、雨水が滞水しないようにすること。

自主管理する新設道路は、接続する市道に雨水が流出することがないように縦断勾配や排水施設を計画し、整備すること。

4. 3 道路交差部

新設道路を接続する市道の交差部の形状は、**図-4.1**のとおりとする。

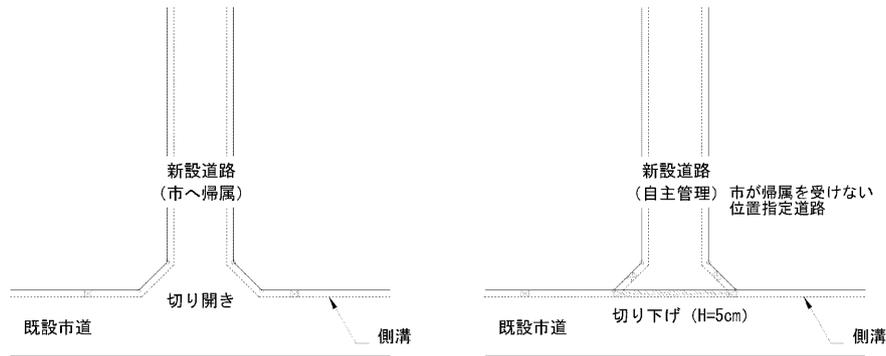


図-4.1 道路交差部の形状

※市へ帰属する新設道路（市道）が歩道を有する市道と交差する場合は、切り下げとする。ただし、交通量が多いことが予想される場合は、切り開きとする。

4. 4 道路構造保全施設

新設する道路に対して地盤高が低い土地が接する場合は、道路区域内に擁壁等を設置し、道路構造が保全できるようにすること。

4. 5 車両の出入口及び位置指定道路の接続部

車両の出入口及び市に帰属しない位置指定道路の接続部は、**図-4.1**のように歩道や側溝を切下げ構造に変更する整備を行うこと。既に切下げ構造であったとしても、基礎構造を現在の基準に適合させる観点から、再利用は認められない。また、既に切下げ構造である歩道で、車両の出入口に用いなくなる範囲は、原則一般構造に変更すること。

乗入幅、箇所等は、「狛江市道承認工事等審査基準」を満たすこと。

4. 6 道路の占用

占用物の配置は、道路に対し並行又は垂直になるように、適切な配置にし、施工上及び保安上支障のない限り、相互に接近させること。

市へ帰属する新設道路の占用物（埋設物）の配置は、**図-4.2**のとおりとする。

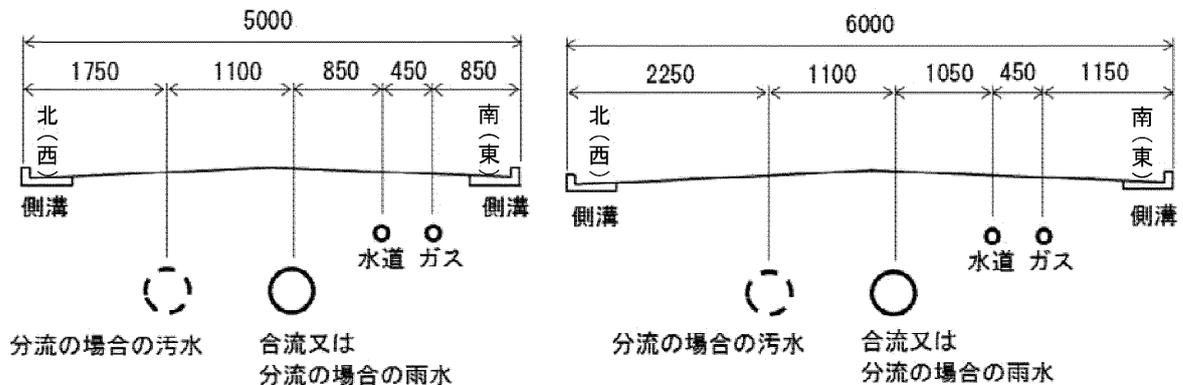


図-4.2 占用物（埋設物）配置図

また、街きよ(103型)の位置に公共樹を設置する場合はL形柵縁塊(300)を使用し、水みちが直線となるように立ち上がり面を合わせて施工し、後部に生じる隙間は無収縮モルタル又はコンクリートで調整すること。(図-4.3 参照)

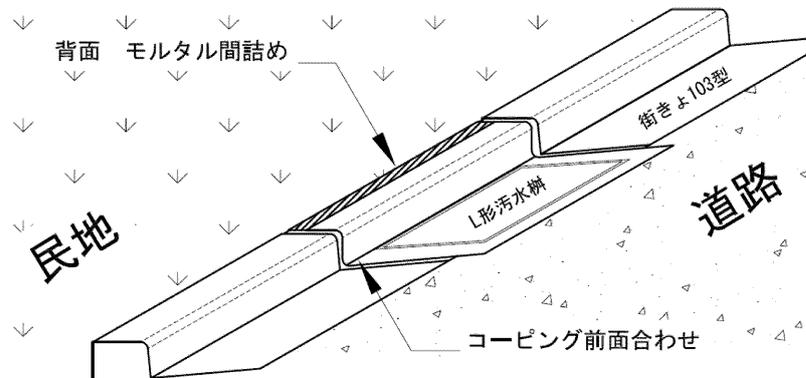


図-4.3 街きよ 103 型整備路線の公共樹 (L 形柵縁塊) 配置図

4. 7 道路境界の設置

市へ帰属する新設道路、道路後退部及び隅切り部の境界を明確にするため、市が指定する境界石(コンクリート杭等)を必要とする位置に設置すること。

4. 8 道路の復旧

アスファルト舗装の本復旧は、舗装の継ぎ目を最小限にとどめることを目的に、道路に関連する工事が完了した後、一括で実施すること。舗装の最小復旧範囲は、事業区域に接する市道延長に影響範囲を加味して全幅で復旧することを原則とする。ただし、近傍にある目地やクラックの位置によって、舗装復旧範囲を広げる場合がある。

舗装の本復旧は、完了検査前に実施すること。復旧範囲の立会い日時は、本復旧実施予定日の5日前までに狛江市担当者と調整すること。

5. 路面排水設備

5. 1 側溝

事業区域に接する道路には、表-5.1の側溝を整備すること。ただし、自主管理する新設道路(私道)は、他の構造を採用することができる。

表-5.1 道路整備と側溝構造

道路整備の種類	側溝の種類
道路中心から 2.0m 後退	L 形側溝 250B
道路中心から 3.0m 後退 新設道路(市へ帰属)	街きよ 103 型
新設道路(自主管理)	任意構造

※道路中心から 2.0m 後退であるが、隣接地に異なる構造の側溝が整備されている場合は、別途協議のうえ、側溝の構造を決定する。

5. 2 集水桝

側溝の整備に合わせて、プレキャスト製の集水桝（P. 32, 36, 38～39 参照）を設置すること。集水桝の設置位置は道路勾配や放流先の下水道を考慮し、間隔は 20m 程度を目安とする。また、縦断勾配の最下点には、必ず設置すること。

6. 交通安全施設

6. 1 街路灯

(1) 設置位置

事業区域内に電柱を設置する場合は、各柱に LED 街路灯を設置すること。街路灯の設置間隔は、20m を目安とする。設置間隔が 20m を大きく越える場合は独立柱を併用すること。

(2) 仕様

街路灯本体及び独立柱は、指定製品（P40 参照）とすること。街路灯と併せて、市が支給する管理番号プレートを設置すること。

独立柱を使用する場合は電気の引き込み線が道路構造令の建築限界を確保できるように施工すること。

(3) 手続

東京電力への設置の申請及び 1 回目の電気料金の支払は事業者にて行い、速やかに領収書の写しを市へ提出すること。領収書の写しの提出後、市は名義変更手続を行う。

6. 2 道路反射鏡

(1) 設置位置

市に帰属する道路を新設してできた道路交差点等、交通安全対策上必要な箇所には、道路反射鏡を設置すること。詳細な設置位置については、狛江市担当者と協議のうえ、隣接住民の承諾を得ること。

(2) 仕様

鏡面はφ600 を基本とする。ただし、見通しが悪い場合はφ800 を使用できる。その他詳細は別図（P41 参照）のとおりとする。管理番号票、ステッカーを支給するので、道路反射鏡の支柱等に貼付けすること。

(3) 手続

工事完了後、道路反射鏡台帳（P. 30 参照）を作成し、提出すること。

6. 3 駒止、防護柵

(1) 設置位置

道路後退により道路幅員が変化する箇所には駒止めを設置すること。行き止まり道路の終端部、車両と歩行者の通行を分離する必要がある路線及びその他交通安全対策上必要な箇所には、防護柵等を設置すること。

(2) 仕様

道路幅員が変化する箇所に設置する駒止は、別図（P43 参照）の通りとする。

防護柵及びその他の構造については、狛江市担当者と協議して決定する。

6. 4 路面標示

市に帰属する道路を新設してできた道路交差点等、交通安全対策上必要な箇所には、T 字型又は十字型の路面標示を設置すること。

7. 駐輪場及び駐車場

7. 1 駐輪場

駐輪場の駐車区画は、平置きの場合、1台あたり幅0.6m以上、長さ1.9m以上、面積1.14m²以上を標準とし、自転車は道路等にはみ出ることがない寸法・配置とすること。また、自転車ラックを用いる場合は、狛江市担当者と協議すること。

(※まちづくり指導基準第12条の2、第23条参照)

7. 2 駐車場

東京都駐車場条例の規定と同様に、自動車の駐車スペースの区画は、1台あたり幅2.3m以上、奥行き5m以上を標準とする。荷さばきのための駐車スペースの区画は、1台あたり幅3m以上、奥行き7.7m以上、はり下の高さ3m以上を標準とする。ただし、当該建築物の構造及び敷地の状態から止むを得ない場合については、狛江市担当者と協議すること。

駐車スペースは、自動車が道路等にはみ出ることがない寸法・配置とすること。また、駐車対象としている自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるようにすること。(※まちづくり指導基準第24条参照)

8. 道路環境の維持

8. 1 道路の維持

工事車両の通行等により、道路構造物を損傷させないこと。工事車両を事業敷地に乗り入れる際は、側溝等が壊れないように養生すること。汚泥やセメント類を路面排水設備に流さないこと。道路工事や建築工事により、道路が汚れた場合は、すぐに清掃すること。

8. 2 境界及び基準点の保全

道路工事をする際は、市備え付け土地境界図等に基づいて、現地の境界点及び基準点を確認し、保全すること。損傷させた場合は、自費復旧すること。境界点及び基準点が地盤と高さが合わなくなる場合は、地盤に合わせて据え直すこと。一時的に撤去する必要がある場合は、狛江市担当者及び関係土地所有者等と協議すること。

8. 3 工事内容の周知

工事実施前には、近隣住民に事前周知をし、近隣住民からの問合せや苦情には誠実に対応すること。

8. 4 損害の補償

道路工事や工事車両の通行にあたっては、危険防止対策を講じるとともに、道路管理上も支障がないようにすること。道路構造物等を損傷させた場合は、道路管理者へ報告し、指示に従い自費復旧、その他必要な措置を講じる等、一切の責任を負うこと。

8. 5 不法占用の禁止

工事車両を道路上に駐車しないこと。また、工事車両を道路上で洗車しないこと。建設機械、建設資材、捨て看板等通行の支障となる物は、道路に置かないこと。

8. 1～8. 5に関する事項については、開発等事業完了後に行われる建築工事等にも適用する。

8. 6 雨水の事業区域内処理

事業区域内の雨水が事業区域外に流出することがないように、雨水浸透施設等を設置する事により、事業区域内で処理すること。開発行為の際、新設道路分の処理方法については、下水道課と協議すること。

9. 関係機関との協議

9. 1 交通管理者との協議

道路を新設及び拡幅する場合は、道路標識、道路標示等について調布警察署と協議し、必要な対応をとること。その協議内容を議事録としてまとめ、提出すること。

9. 2 都道管理者との協議

事業区域が都道に接道している場合は、都道管理者と協議し、必要な対応をとること。その協議内容を議事録としてまとめ、提出すること。

9. 3 道路占用企業者との協議

占用申請をするにあたっては、事前に既設の占用物件及び工事予定を調査すること。占用にあたって支障となる占用物件がある場合は、その管理者と対応策について事前に調整を図ること。

10. 手続等

10. 1 道路占用許可申請

市道に下水道管等を占用する場合は道路占用許可申請書（P. 13～15 参照）及び念書（P. 18 参照）を提出し、許可を得ること。手続の詳細は、市のホームページの「市の道路の掘削、占用は」を参照すること。

10. 2 道路工事施工承認申請

市道の道路後退、側溝の切り下げ等、市道構造物の工事をする場合は道路工事施工承認申請書（P. 19, 20 参照）及び念書（P. 18 参照）を提出し、許可を得ること。

許可を得た後、工事に着手時には道路工事着手届（P. 21 参照）、工事竣工時には道路工事竣工届（P. 22 参照）を提出すること。

手続の詳細は、市のホームページの「市の道路の掘削、占用は」を参照すること。

10. 3 道路の中間検査

市へ帰属する新設道路、道路後退部及び隅切り部を整備する場合は、中間検査として路床及び路盤を検査する。

路床は土研式円錐貫入試験を実施する。10cm 毎の打撃回数が 16 回以上であることを、深さ 1.0m まで確認する。試験機は事業者が用意すること。

路盤は出来型を実測する。

中間検査の日時は、実施希望日の 5 日前までに狛江市担当者と調整すること。

10. 4 工事車両の通行

（1）通行経路図及び現況写真

各課協議前に、工事車両の通行経路図を提出すること。

工事着手前に、道路状況確認用の写真を撮影し、提出すること。

通行経路に、学校、幼稚園及び保育園等がある場合並びに通学路である場合は、特に交通安全に配慮するとともに、関係機関と協議すること。

（2）特殊車両の通行

事業場所への通行経路において、道路法及び車両制限令で制限を受ける工事車両等を通行させる場合は、許可又は認定を得てから通行させること。

10. 5 道路の帰属

(1) 道路敷地の寄附

本指針に従い整備された新設道路、道路後退部、道路予定地、隅切り部の敷地は、完了検査までに分筆及び地目を公衆用道路に変更する登記を行い、所有権以外の権利を解除し、道路敷地寄附申請書（P. 23～27 参照）の必要書類を作成し、提出すること。

狛江市まちづくり指導基準第 29 条の規定では、道路部分を含め事業者が無償譲渡する公共施設等の引継ぎについては、完了検査後に公共施設等引継書をもって行うこととしている。しかし、完了検査までに道路敷地寄附申請書の提出が困難な場合は、その理由を明らかにし、完了検査までに公共施設等引継書（P. 28 参照）を提出すること。

ただし、新設道路を寄附する場合は、狛江市開発等事業まちづくり要綱第 4 条を満たしている必要がある。

(2) 道路区域図の作成

市へ帰属する新設道路、道路後退部及び隅切り部がある場合は、狛江市まちづくり条例の協定書締結前までに道路区域図の下図を作成し、道路区域線及び境界石等について道路交通課境界確定係担当者と協議すること。

協議後の道路区域図の下図（最終版）を基に、市が指定する境界石を購入し、設置すること。

完了検査までに、道路と接する土地の所有者の『道路区域の境界に関する確認書』（P. 29 参照）を提出すること。

完了検査において道路区域図に修正が生じた場合は、1 週間以内に図面を修正し、再提出すること。

完了検査合格後に、市へ帰属する道路部分を分筆し地目は公衆用道路にし、所有権以外の権利を解除し、道路敷地寄附申請書とともに提出すること。また、道路区域図（マイラー原図 1 枚、白焼き 3 枚）及び事業敷地所有者の『道路区域の境界に関する確認書』を提出すること。

※道路敷地寄附申請書（もしくは公共施設等引継書）、道路区域図、隣接土地所有者の確認書の提出がない場合、道路部分の完了検査は実施できません。

※寄附していただいた道路用地については、所有権移転登記の完了後に道路認定区域の変更を行います。

【様式等】

道路占用許可申請書
協 議

新規	更新	変更	年 月 日
----	----	----	-------

申請者 〒

住所

狛江市長あて

氏名

担当者

T E L

道路法 第32条 第35条 の規定により許可を申請 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	狛江市道 号線	車道・歩道・その他
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工 事 実 施 の 方 法
道路の 復旧方法		添付書類	案内図・平面図・断面図
備 考	添付書類 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図・構造図 <input type="checkbox"/> 現況写真 ×3部 <input type="checkbox"/> 念書(掘削を伴う場合) ×1部 <input type="checkbox"/> 掘削規制解除願(掘削規制路線の工事の場合) ×1部 <input type="checkbox"/> 減免申請書(占用料の減免を受ける場合) ×1部		
占 用 料			
大規模工事	調 整 番 号		企 業 番 号
小規模工事			

記載要領

- 「許可申請 協 議」 [第32条 第35条] 及び 「許可を申請 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属及び氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを括弧書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用許可申請内容写					新規	更新	変更	年 月 日		
					申請者 〒 住所 氏名 担当者 TEL					
占用の目的										
占用の場所		路線名	狛江市道 号線				車道・歩道・その他			
		場所	狛江市							
占用物件		名 称			規 模			数 量		
占用の期間		年 月 日から 年 月 日まで			間	占用物件 の 構造				
工事の期間		年 月 日から 年 月 日まで			間	工 事 実 施 の 方 法				
道路の 復旧方法					添付書類					

上記申請については、別添の条件を附して許可する。							狛都道許 第 号							
決定権者								起案者		事務担当者	文書取扱主任	施行	年 月 日	
												決定	年 月 日	
												起案	年 月 日	
根拠法規		法第 条第 項第 号、施行令第7条第 号、			占用許可基準()該当									
占用料 計算表	数量	m ² 本	単価	年額	日額	期間	年 月 日から 年 月 日まで		当該年度 月 日					
	減免の根拠			減免率		計算式								
	条例第7条第 号 減免措置基準 ()-()-()			()		当該年度免除金額			当該年度徴収金額					
				()		円			円					
所轄の警察署の意見欄						分類事項		道 路						
第 号						保存年限		年						
						分類記号								
年 月 日 調布警察署						公印押印		原簿記帳						

道路占用許可申請内容写		新規	更新	変更	年	月	日
		申請者 〒 住所 氏名 担当者 TEL					
占用の目的							
占用の場所	路線名	狛江市道 号線			車道・歩道・その他		
	場所						
占用物件	名称	規模		数量			
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の構造				
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施 の方法				
道路の 復旧方法			添付書類	案内図・平面図・断面図			

狛都道許第 号

道路占用(許可・回答)書

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった道路占用()については、
道路法第(32条第 項・35条)の規定により、下記のとおり許可する。

年 月 日 狛江市長

記

1. 占用の目的、占用の場所、占用物件、道路の復旧方法、占用物件の構造及び
工事実施の方法は、上記のとおり。
2. 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 工事の期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 占用料金 円
(年度分。別途発行する納入通知書により納入のこと。)
年度以降の占用料金は、毎年度決定し通知する。
5. 条 件 別添

様式第2号(第9条関係)

道路占用工事着手届		年 月 日		
狛江市長 あて	占有者	住所		
		氏名		
		電話	()	
占用の目的				
占用の場所	路線名	狛江市道 号線		
	占用場所	狛江市		
	占用位置	車道・歩道・その他 ()		
占用物件	名称			
	規模			
	数量			
許可番号	年 月 日付 狛都道許第 号			
予定工期	着手	年 月 日		
	竣工	年 月 日		
舗装面積 掘削予定面積	舗装種別	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)
	車道 歩道			
備考				
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 許可書の写し <input type="checkbox"/> 道路使用許可書の写し <input type="checkbox"/> 工事案内用紙			

様式第3号(第9条関係)

道路占用工事竣工届		年 月 日		
狛江市長 へ	占有者	住所		
		氏名		
		電話	()	
占有の目的				
占有の場所	路線名	狛江市道 号線		
	占有場所	狛江市		
	占有位置	車道・歩道・その他 ()		
占有物件	名称			
	規模			
	数量			
許可番号	年 月 日付 狛都道許第 号			
決定工期	着手	年 月 日		
	竣工	年 月 日		
舗装面積 復旧面積 (影響面積を含む)	舗装種別	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)
	車道 歩道			
立会年月日	立会者	立会者		
年 月 日		道路管理者		
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 竣工図 <input type="checkbox"/> 工事写真帳			

狛江市都市建設部道路交通課長様

念 書

_____に伴い、道路、水路等に埋設されている境界点(石杭、木杭、鉄錐等)及び道路標識等の既設設置物の取扱いについて申請者及び施工者は、次のとおり責任をもちます。

- 1項 許可申請時に、市備え付け土地境界図等に基づいて、掘削及び想定される舗装復旧範囲にある境界点及び道路標識等の既設設置物を現地で確認し、堅固な基準点から控えをとり図面を作成し、写真と共に提出いたします。
- 2項 実際に舗装復旧する範囲が想定された範囲と異なった場合は、舗装復旧前に、境界点及び道路標識等の既設設置物を現地で確認し、堅固な基準点から控えをとり図面を作成し、写真と共に提出いたします。
- 3項 境界点及び道路標識等をやむを得ず一時的に撤去する場合は、関係地主及び道路交通課担当者の承諾を得てから、除去いたします。
- 4項 境界点及び道路標識等の復元は、関係地主及び道路交通課担当者に復元方法を確認した上で、実施します。
- 5項 境界点及び道路標識等の既設設置物の復元に要する一切の費用を負担いたします。

以上の5項を守らない時は、道路占用等の許可が取り消され、今後道路占用等が許可されなくても異議はありません。

付 則

- 1 この念書に定めのない事項及び運用について、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度双方協議の上定めるものとします。

年 月 日

申請者 住所

氏 名

施工者 住所

会社及び代表者

担当者

電話番号

添付書類: 案内図、工事箇所付近の境界点及び道路標識等既設設置物配置図、
工事箇所付近の境界点及び道路標識等既設設置物配置写真

道路工事施行承認申請書

年 月 日

粕江市長 あて

申請者 印

住所

氏名

担当者

電話番号

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名	市道 号線	車道・歩道・その他()
	場所		
工事概要	工事種別		施工数量
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工方法	施工業者	住 所 法人名 担当者 連絡先	
	復旧方法	自費復旧	
	舗装種別		
添付書類	案内図・平面図・断面図・構造図・現況写真・その他()		
備 考			

記載要領

1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
2. 「場所」の欄には地番まで記載すること。工事の場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
3. 添付書類として、案内図・平面図等の他に必要な書類を添付した場合には、その書類名を記載すること。

道路工事施行承認申請内容写

年 月 日

狛江市長 あて

申請者 氏

住所

氏名

担当者

電話番号

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名	市道 号線	車道・歩道・その他()
	場所		
工事概要	工事種別		施工数量
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工方法	施工業者	住 所 法人名 担当者 連絡先	
	復旧方法	自費復旧	
	舗装種別		
添付書類	案内図・平面図・断面図・構造図・現況写真・その他()		

狛都道許第 号
年 月 日

道路工事施行承認書

申 請 者 殿

上記の申請については、道路法24条の規定に基づき、下記により承認します。

狛江市長 松原 俊雄

記

1 工事の場所、工事概要及び道路の復旧方法は上記のとおり。

2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 条 件 別紙のとおり

道路工事着手届

年 月 日

狛江市長 あて

〒
申請者住所 _____
氏名 _____
担当者 _____
電話 _____

下記のとおり着手いたしましたのでお届けいたします。

記

許可番号	狛都道許第 号	許可年月日	年 月 日
工事場所	狛江市 丁目 番 号地先		
工事内容			
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付書類	案内図・許可書の写し・道路使用許可書の写し・工事お知らせビラ		

道路工事竣工届

年 月 日

狛江市長 あて

〒

申請者住所 _____

氏名 _____

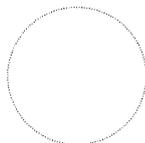
担当者 _____

電話 _____

下記のとおり竣工いたしましたのでお届けいたします。

記

許可番号	狛都道許第 号	許可年月日	年 月 日
工事場所	狛江市 丁目 番 号地先		
工事内容			
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付書類	案内図・許可書の写し・竣工図・工事記録写真		



年 月 日

狛江市長 あて

住所
申請人
氏名



道 路 敷 地 寄 附 申 請 書

下記表示の土地を道路敷地として寄附したいので、狛江市道路敷地の寄附等の取扱いに関する規程第2条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

土地の表示

土地の所在	地番	地目	面積(m ²)	備考

【添付書類】

- (1) 案内図 2部
- (2) 公図写 2部（1部は法務局発行の原本）
- (3) 地積測量図（縮尺300分の1以上） 2部（1部は法務局発行の原本）
- (4) 道路附属物調書（様式第2号）及び占用物件表示図 各1部
- (5) 道路敷地となる私有土地調書（様式第3号） 1部
- (6) 登記事項証明書（全部事項証明書を含む。） 1部（原本）
- (7) 申請人の印鑑登録証明書 2部（原本）
- (8) 登記事項証明書（代表者事項証明書を含む。）（法人の場合） 2部（原本）
- (9) 登記承諾書 1部
- (10) 登記原因証明情報 1部
- (11) 道路区域図（認定道路内の敷地を寄附する場合には、不要） 1部

※証明書等は、3箇月以内のものであること。

様式第2号（第2条関係）

道路附属物調書

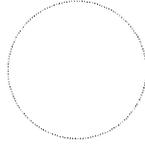
物件の種類	規格寸法	数量	備考
(記入例) L形側溝 250B	450×600	6.0m	

様式第3号（第2条関係）

道路敷地となる私有土地調書

所在	地目	面積(m ²)		土地所有者		所有権以外の権利者		
		公簿	実測	住所	氏名	権利区分	住所	氏名

- 1 この調書は、登記事項証明書（全部事項証明書を含む。）に記載されている内容に従って記入すること。
- 2 権利区分の欄は、「地上権」、「抵当権」その他の権利の名称を記入すること。



登記承諾書

後記の土地を市道敷地等として 年 月 日

寄附しましたので、所有権移転登記を承諾いたします。

但し、この土地には所有権以外の権利の登記はありません。

年 月 日

住 所

氏 名



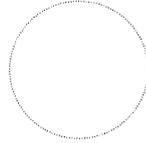
東京都狛江市長 松原 俊雄 様

土地の表示

東京都狛江市

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	摘 要

登記原因証明情報



1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 東京都狛江市
義務者(乙)

(2) 不動産の表示

所 在 東京都狛江市
地 番 番
地 目
地 積 平方メートル

所 在 東京都狛江市
地 番 番
地 目
地 積 平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を寄附した。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

年 月 日 東京法務局府中支局

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(寄附を受けた者) 甲 東京都狛江市長

(寄附をした者) 乙 住 所

氏 名

印



年 月 日

狛江市長 あて

事業主 住所
氏名 実印
担当者
電話

公共施設等引継書

狛江市まちづくり指導基準第 29 条の規定に基づき事業が完了しましたので、下記道路敷地を市道として無償で使用し、道路法第 4 条に定められた私権の制限を受けることにより、道路以外の使用ができなくなることを承諾します。

なお、現在 ため、下記道路敷地を市へ寄附する申請が遅れておりますが、 年 月 日までに下記道路敷地を市へ寄附する申請を行います。

記

土地の表示

所在地番	地目	面積 (m ²)	備考

道路、付属物等調書

物件の種類	規格寸法	数量	備考

添付書類

1. 案内図、
2. 公図写、
3. 実測図 (縮尺 300 分の 1 以上)、
4. 印鑑証明書

狛江市長 あて

土地所有者
住 所
氏 名
電 話

印

道路区域の境界に関する確認書

下記、私所有地と狛江市の道路区域に編入する土地との境界については、現場
で立会、協議を行い確認しました。

記

1. 土地の所在 : 狛江市 丁目 番
2. 立会い年月日 : 年 月 日
3. 署名押印日 : 年 月 日

*署名及び記入事項については土地所有者の自筆でお願いします。

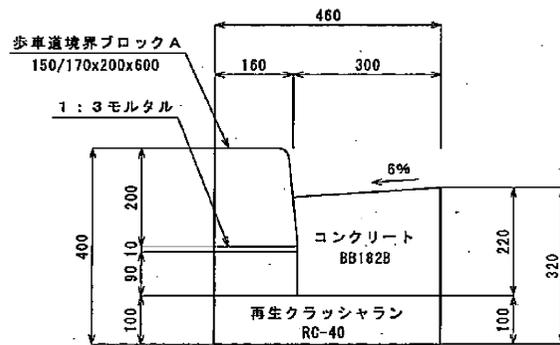
道路反射鏡台帳

管理番号		設置年月日	令和 年 月 日				
形状	丸・S・W	大きさ	φ 600 φ 800	曲率	R2,200 R3,000	材料	
設置場所				施工者			
< 設置個所見取図 >				< 現況写真 >			
補 修 歴							
年月日	施工者	内 容					
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

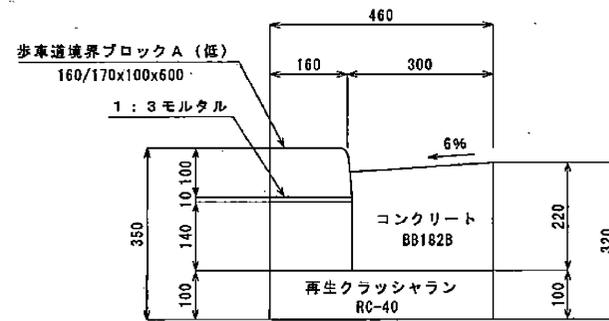
街きよ (103型)

横断勾配 6%

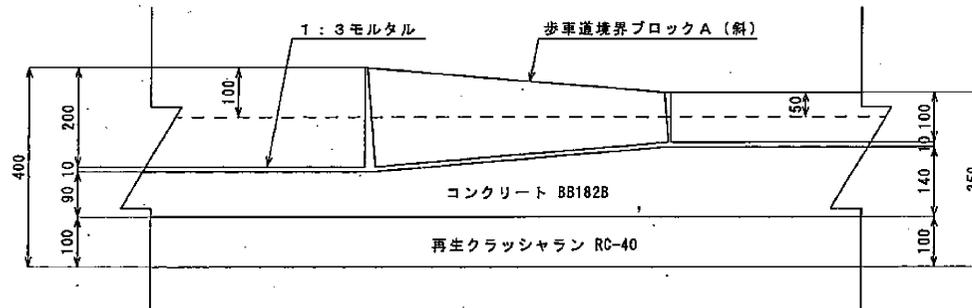
一般部



平坦部



すりつけ部

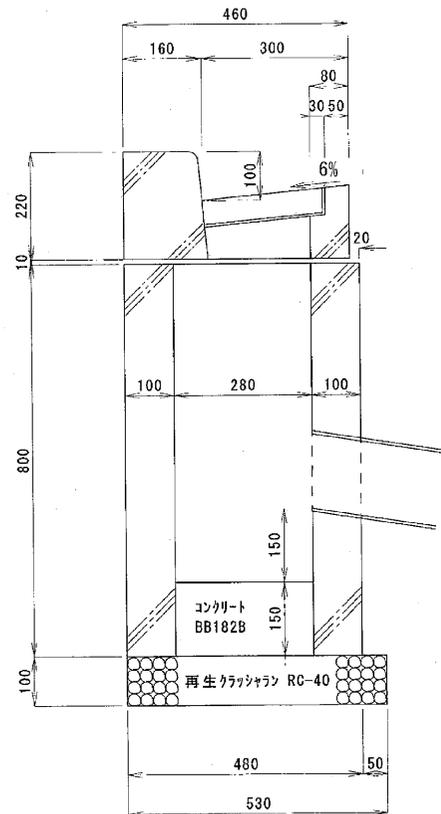


コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

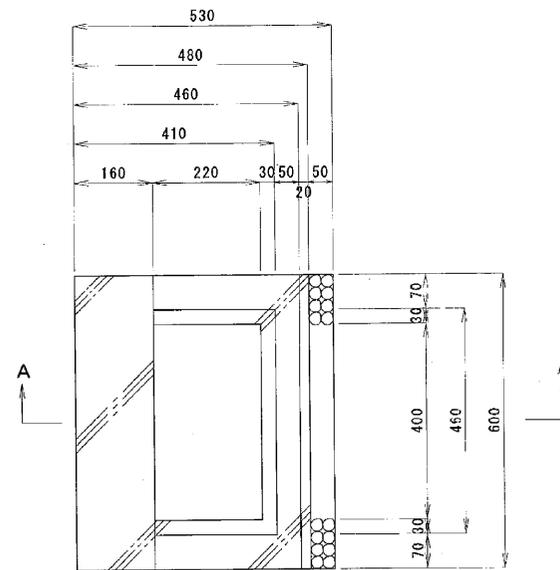
街きよ用集水ます (103型用フレキャスト)

横断勾配 6%

A-A断面図

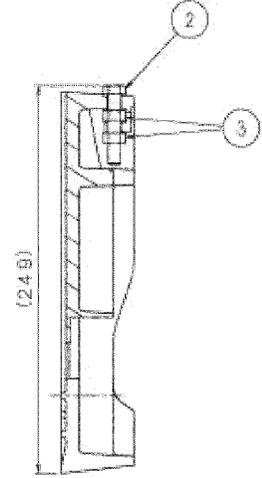
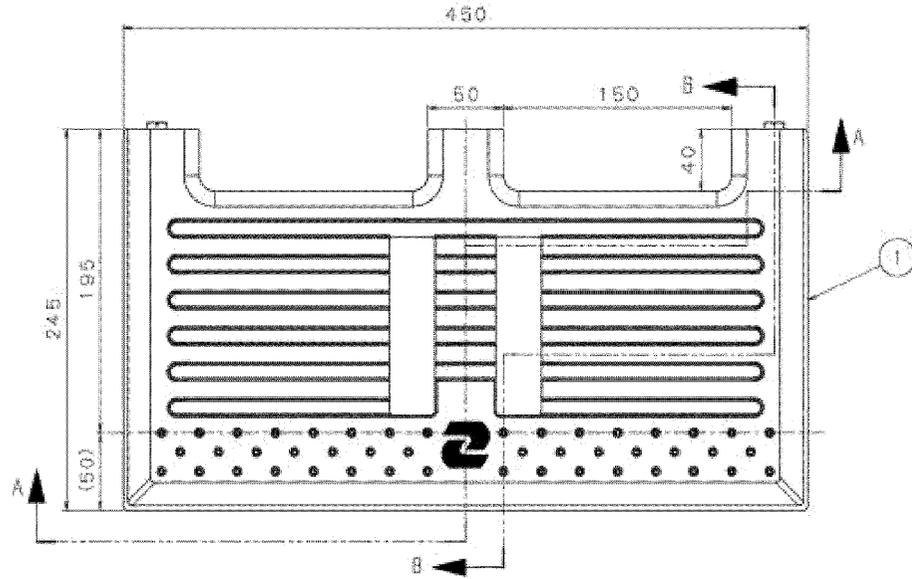


平面図



コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

注) 供用後も、蓋と縁塊の隙間が開かない (15mm以下を目安) 構造とすること。



B-B断面図

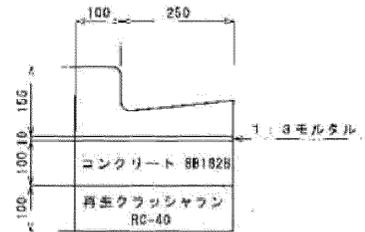


A-A断面図

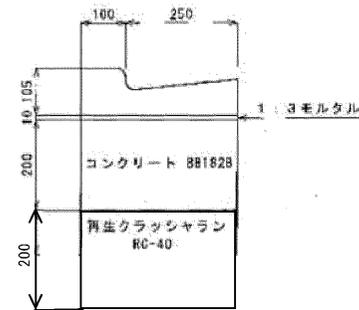
2	原料・材質	SUS304	2組	
1	蓋	FC0500	1	
品番	名称	材質	個数	備考
設計	図	番	尺	寸
年月日				
型式	CGRL-45.24G(CMF) BNツケ			
品名	鑄鉄製103型雨水枡蓋			

L形側溝 (250A)

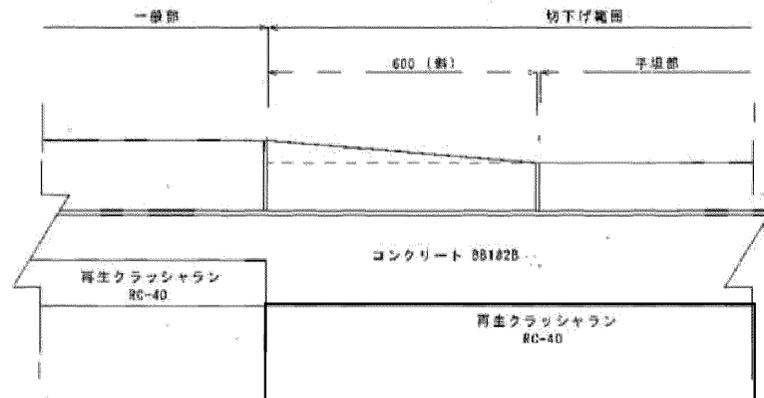
一般部



平坦部 (コピー高5cm)



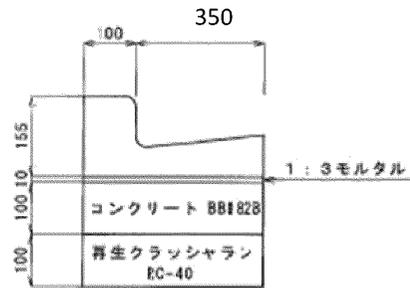
すりつけ部 (コピー高10cm~5cm)



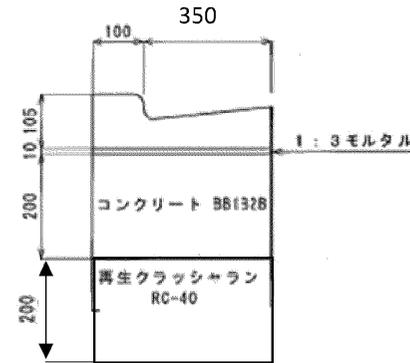
コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

L形側溝 構造図(250B)

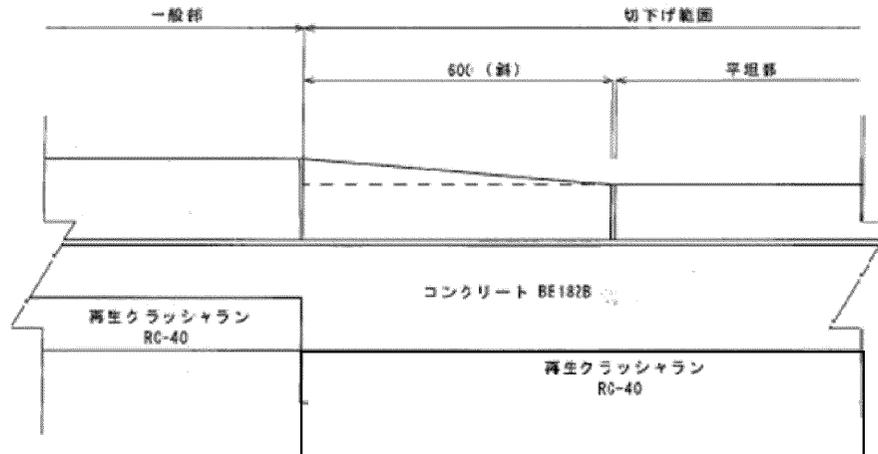
一般部



平坦部 (コピー高5cm)



すりつけ部 (コピー高10cm~5cm)

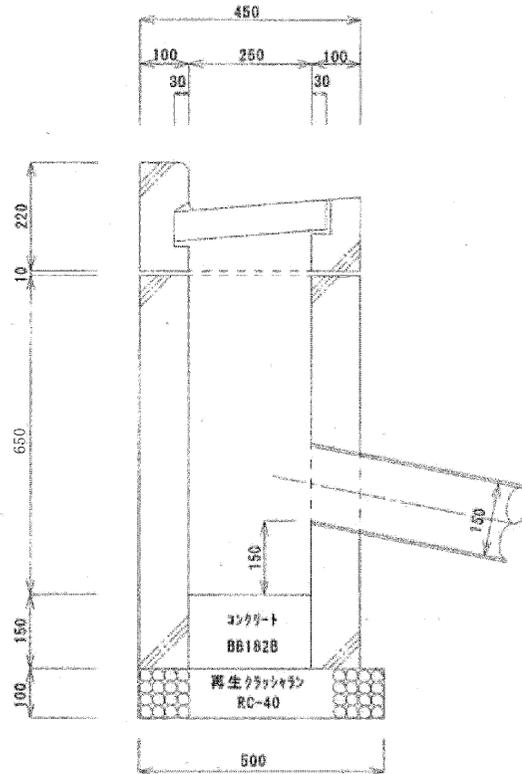


コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

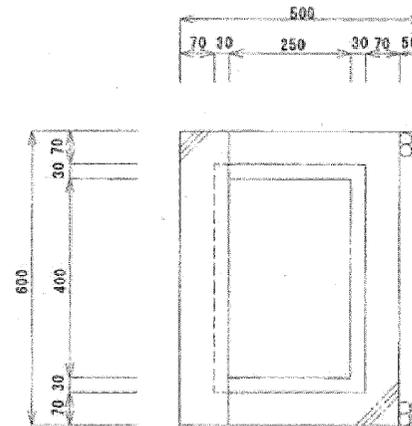
L形側溝用集水桝 (250B用)

側壁フレキャスト

断面図

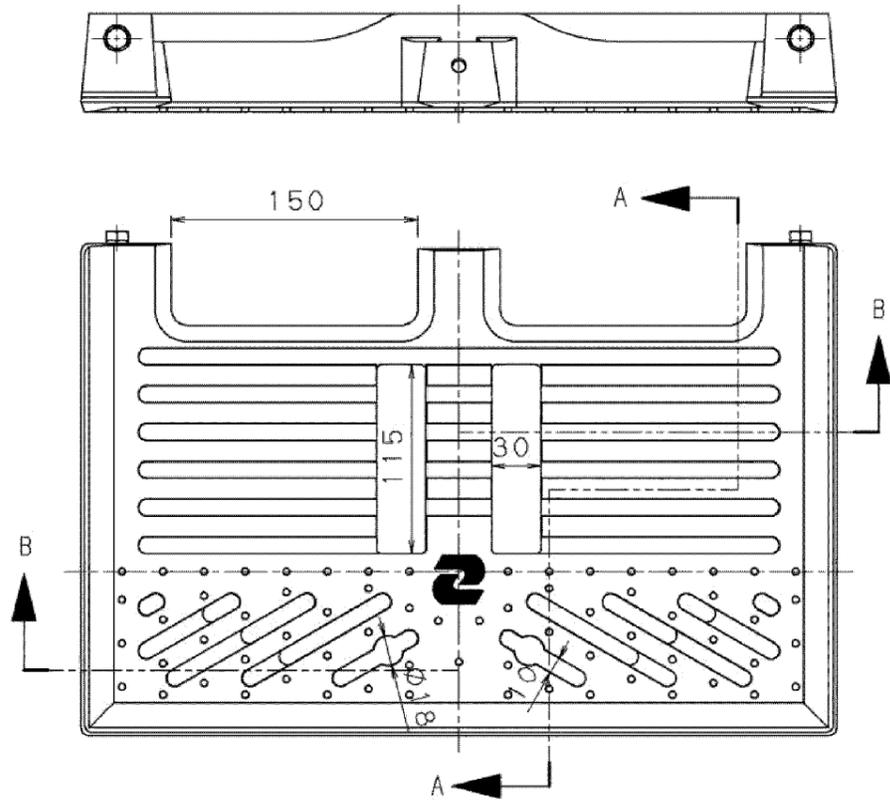


平面図

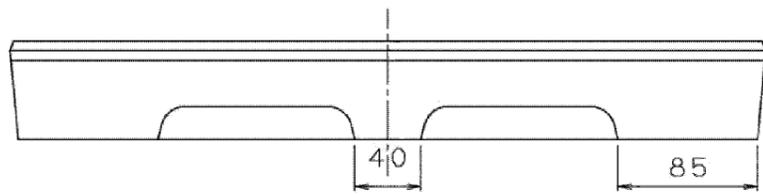


コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

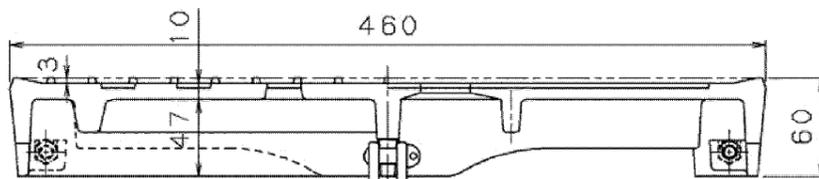
注) 供用後も、蓋と縁塊の隙間が開かない (15mm以下を目安) 構造とすること。



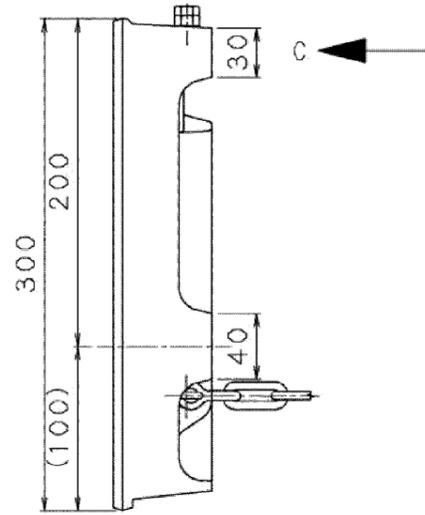
平面図



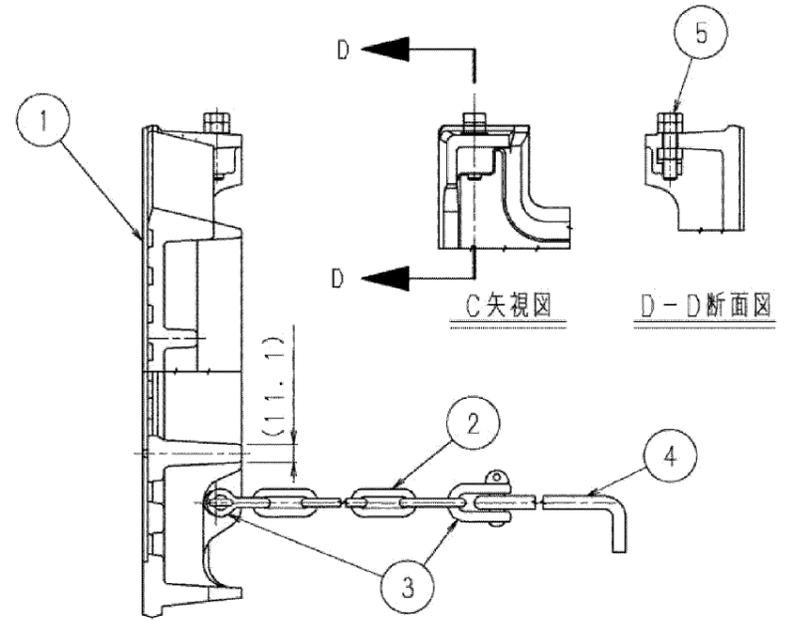
正面図



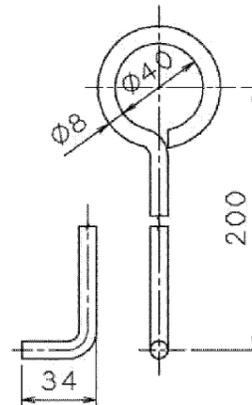
B-B断面図



側面図



A-A断面図



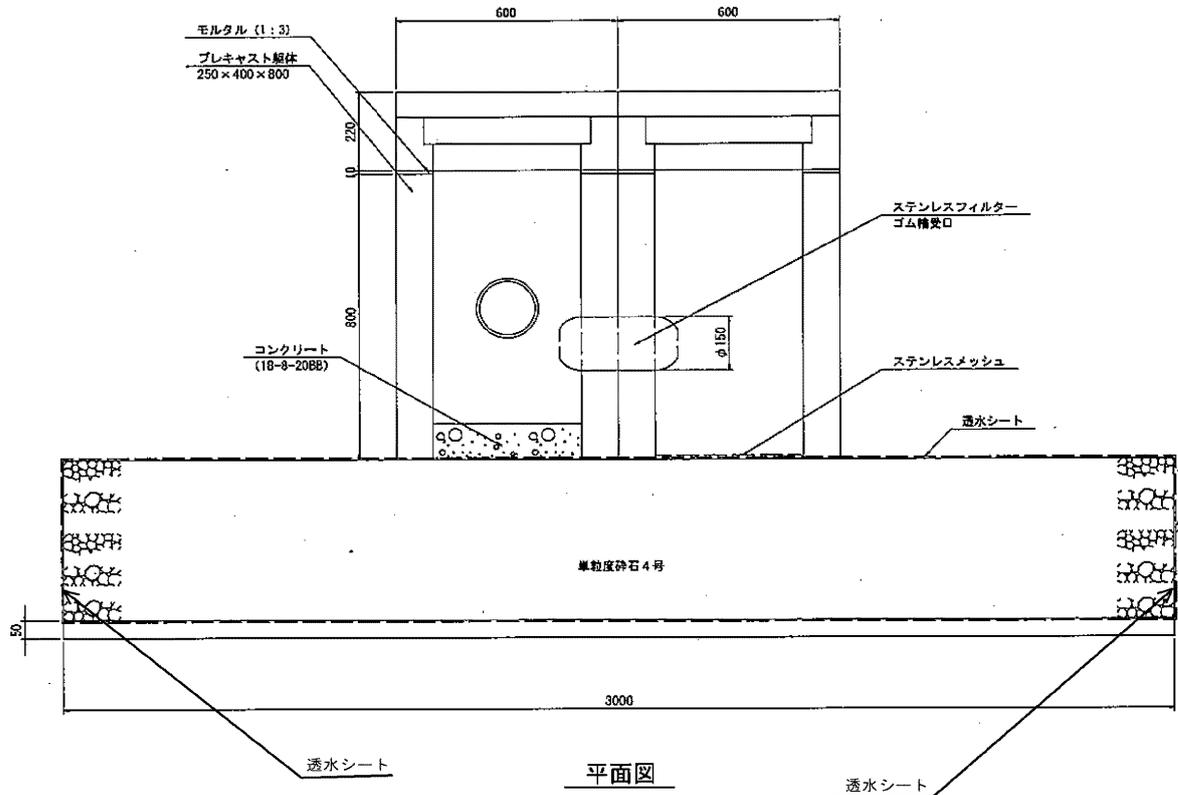
フック詳細図

5	ボルト・ナット	SUS304	2組	
4	フック	SS400	1	
3	シャックル	SS400	2	
2	チェーン	SS400	1	L=550
1	蓋	FCD600	1	
品番	名称	材質	個数	備考
設計	図番	尺度	年月日	
型式	CGRL-46, 30G (TXK) BNツキ			
品名	铸铁製 L 250 雨水枳蓋			

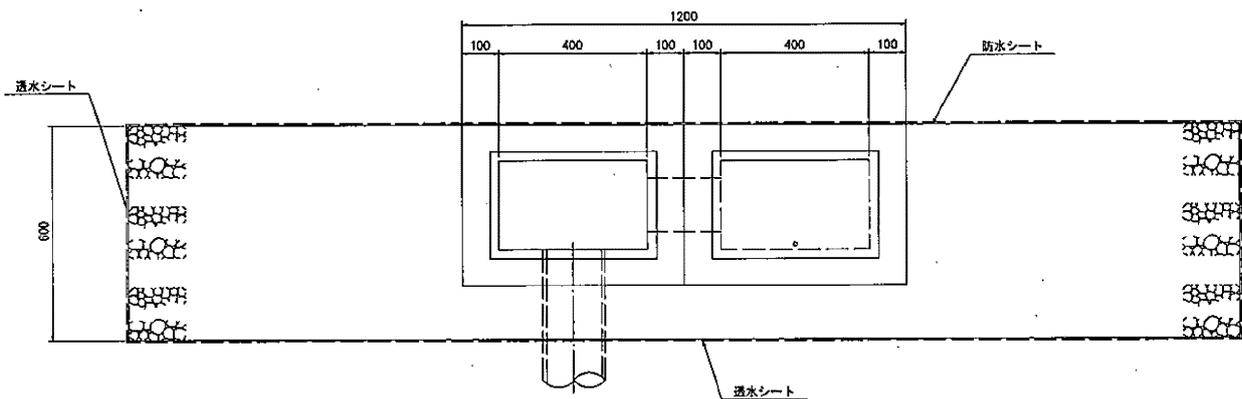
01P13857-A-00

L形用二連集水柵構造図 縮尺1/20

断面図



平面図



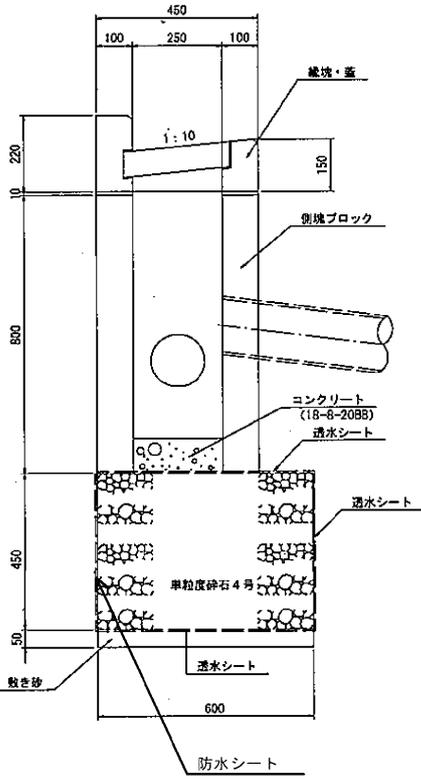
材料表 (L形用二連集水柵) (100箇所当り)

品名	規格・寸法	数量	単位	備 考
コンクリート	18-8-20BB	1.0	m ²	
モルタル	1:3	0.3	m ³	
プレキャスト躯体	250×400×800	200	個	
縁塊 (ふた共)	密閉	100	個	
縁塊 (ふた共)	錆鉄	100	個	
ステンレスフィルター		100	個	
ゴム輪受口		100	個	
ステンレスメッシュ		100	個	
敷き砂		9	m ³	
単粒度砕石	4号	81	m ³	
透水シート		135	m ²	
透水シート	245N/5cm以上	549	m ²	透水係数 3.89×10^{-3} cm/s

L形用二連集水柵構造図

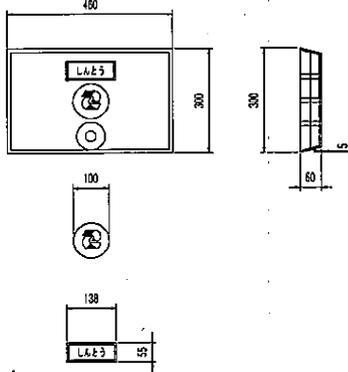
柵蓋 縮尺=1/20 (1/10)

側面図



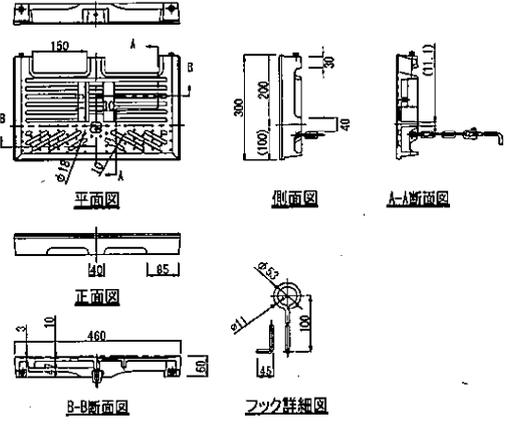
L250縁塊密閉蓋

(市販、しんとう文字入)



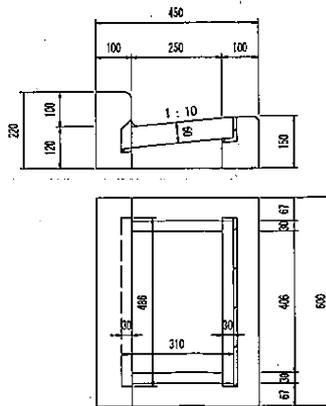
L250縁塊鋳鉄製蓋

(市販入)

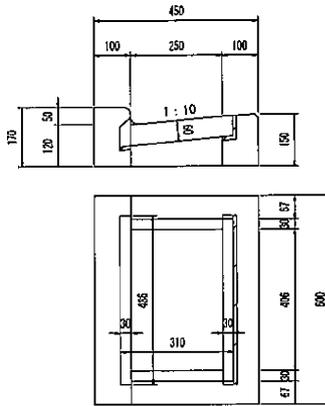


L形縁塊 縮尺=1/20 (1/10)

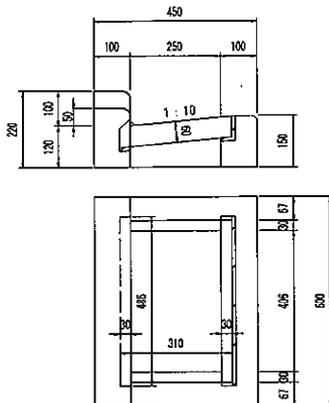
⑨ L250 一般部



⑩ L250 乗入れ部

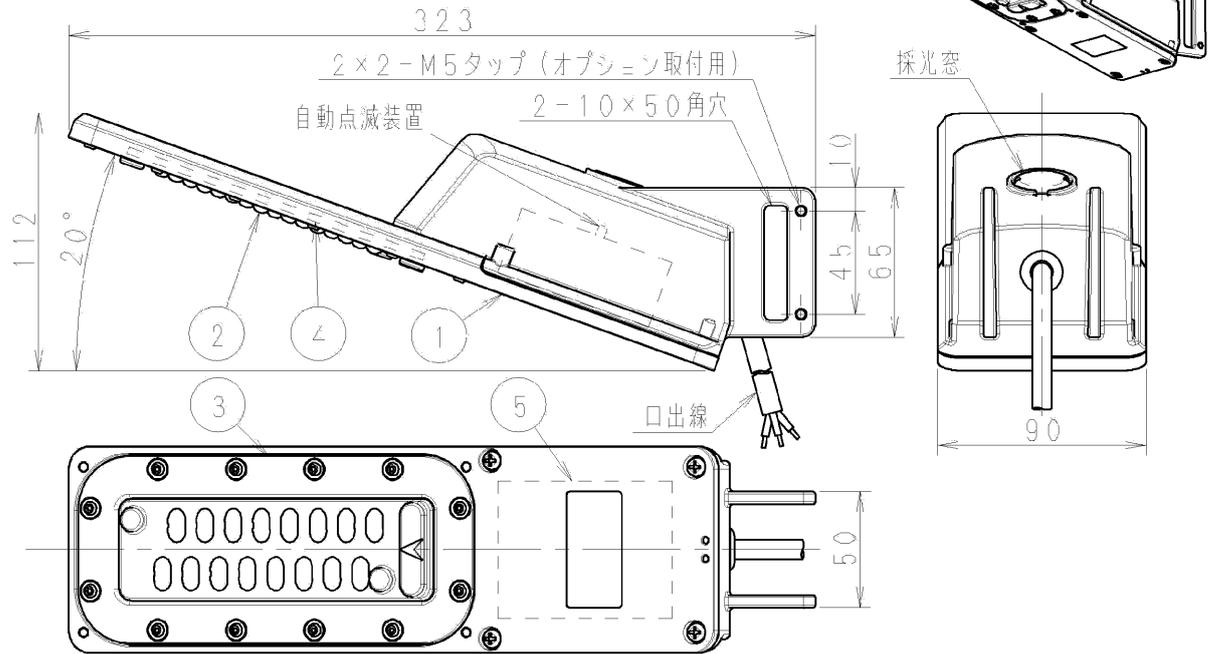


⑪ L250 乗入すり付け部



防まつ形 (IP44)

重耐塩仕様



口出線	キャブタイヤケーブル 器具外寸法：500 1.25mm ² ×3心 (アース線×1心)
-----	---

特性表	定格入力電圧 AC 100V~240V
-----	---------------------

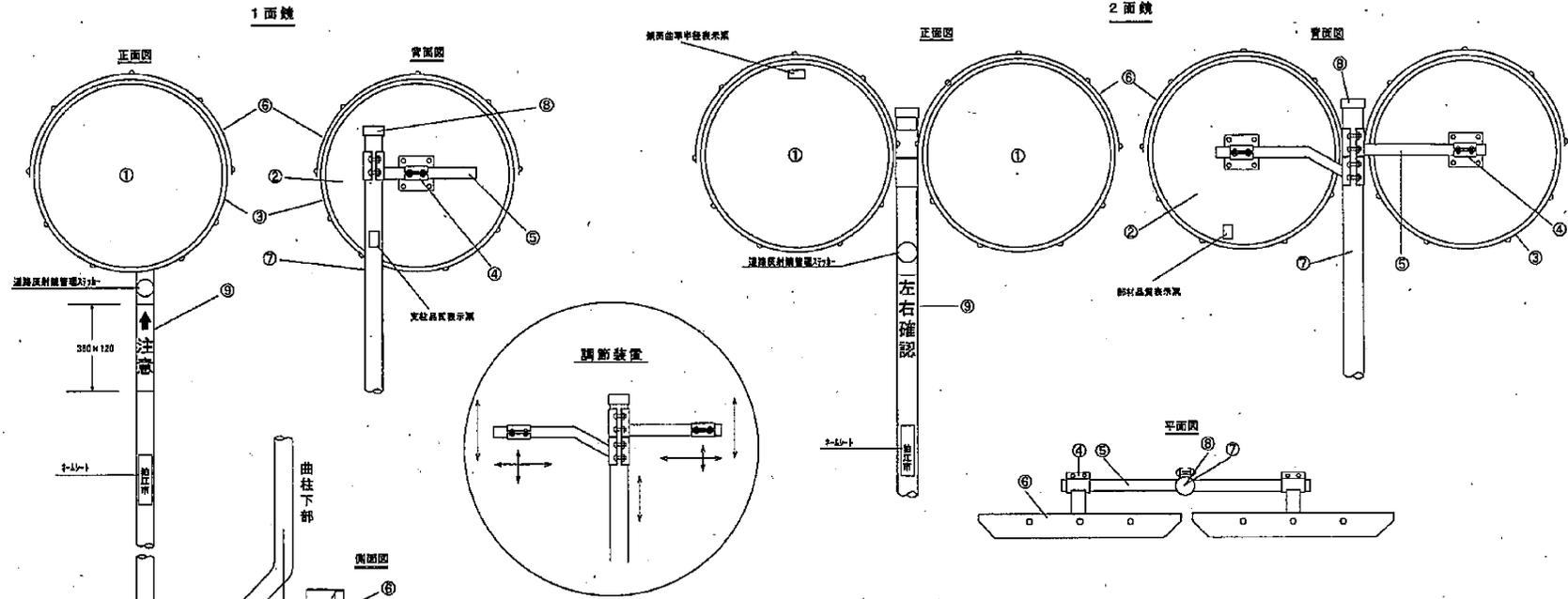
電気特性	定格電圧 (V)	入力電力 (W)	入力電流 (A)	定格周波数 (Hz)
	100	6.4	0.065	
	200	6.4	0.033	
	240	6.5	0.029	

光源色	昼白色 (5000K)
定格光束	1000lm
平均演色評価数	Ra70
LED光源寿命	60000時間 (光束維持率75%)
仕上色	アイボリー (半艶) (口塗装27 90D)
設計許容風速	60m/s
受圧面積	正面方向：0.010m ² 側面方向：0.013m ²
電力会社申請入力容量	6.4VA (100V)

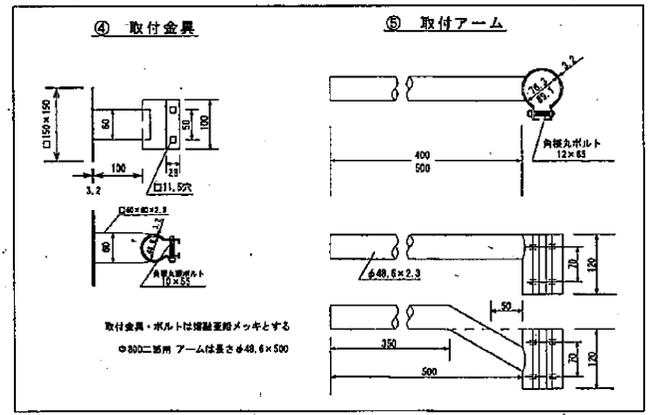
取付方法及び使用オプション		
電柱共架	取付バンド1本 (株) イフチIBT-312同等品 PA704、PA705との組合せ使用も可能	
鋼管柱共架 φ60.5以上	取付バンド2本 (株) イフチSFT-N206同等品 PA704、PA705との組合せ使用も可能	
	一般仕様	重耐塩仕様
壁付け	PA701	PA726
ポールトップ (1灯用)	PA706/SL	PA730
ポールトップ (2灯用)	PA707/SL	PA731
φ34アーム	PA720	PA729

6					品名	LED防犯灯7VA (自動点滅機能付)				
5	電源ユニット	組立品	1			E70071SAN9 同等品				
4	LEDモジュール	組立品	1			質量	1.1kg	単位	1個	尺度
3	レンズカバー	ポリカーボネート	1	白色	図番	EIS008913-1				
2	レンズ	ポリカーボネート	1	透明						
1	本体	アルミダイカスト	1	合成樹脂焼付塗装						
部番	部品名	材質・材厚	数	備考						

丸型道路反射鏡 構造、仕様書



取付金具 (別図)



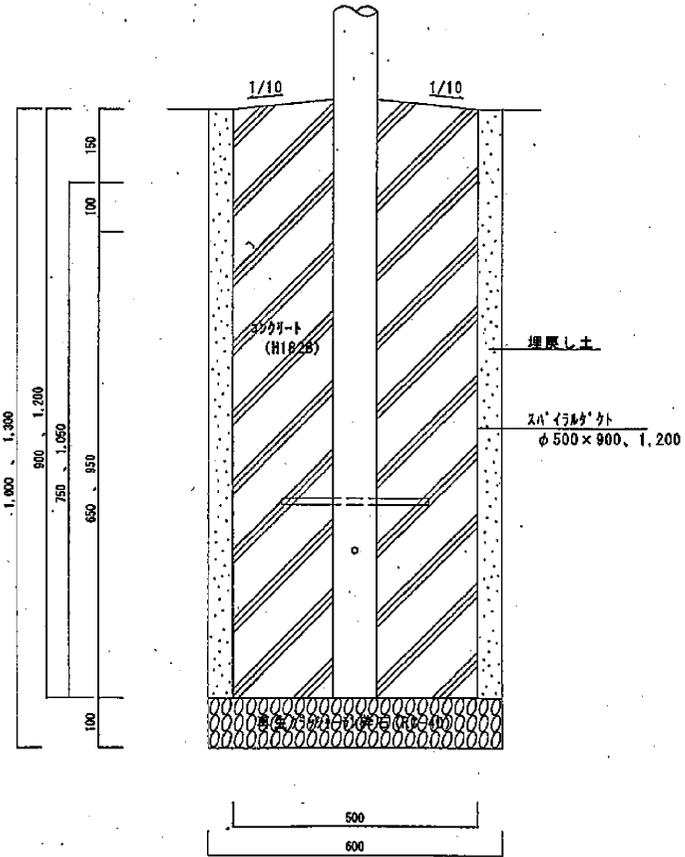
型	鏡面規格
型A	φ 600
	厚 5 R = 2200
型B	φ 800
	厚 5 R = 3000

部番	名称	材質	寸法	1面	2面
①	鏡面	化学強化ガラス	φ600, φ800	1	2
②	バックプレート	SGCCZ22	φ600, φ800	1	2
③	取付栓	アルミニウム	φ600, φ800	1	2
④	取付金具	STKR400 SS400	別図	1	2
⑤	取付アーム	STK400 SS400	別図	1	2
⑥	フード	ポリカーボネート	φ600, φ800	1	2
⑦	支柱	STK400 高強度鋼材 φ76.3x3.2x4000	φ76.3, φ89.1	1	1
⑧	キャップ	合成ゴム	φ76.3, φ89.1	1	1
⑨	注意ステッカー	高輝度反射シート	380×120	1	1
⑩	補強鉄筋	SR235	φ13×300	2	2

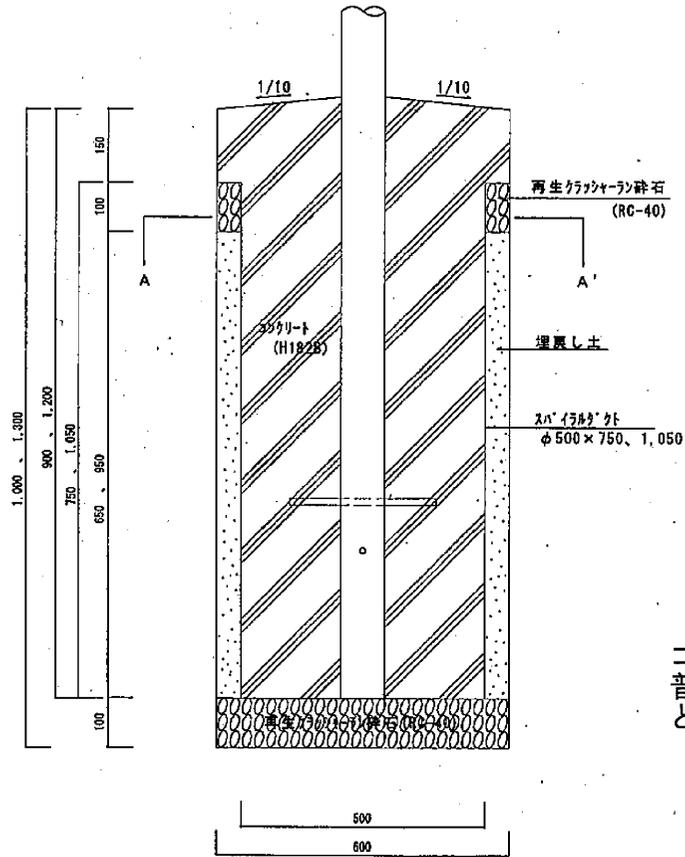
※諸仕様は道路反射鏡設置指針に準拠
 ※道路反射鏡管理ステッカー、バックプレートは支給品とする
 ※注意ステッカーの取付け位置はステッカー下端でG.L.+1800とする

道路反射鏡基礎詳細図

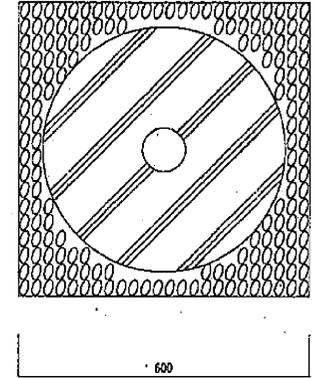
土中部



舗装部

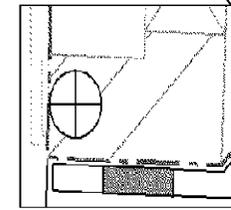
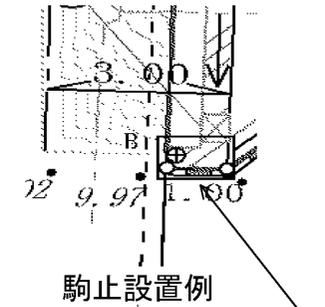
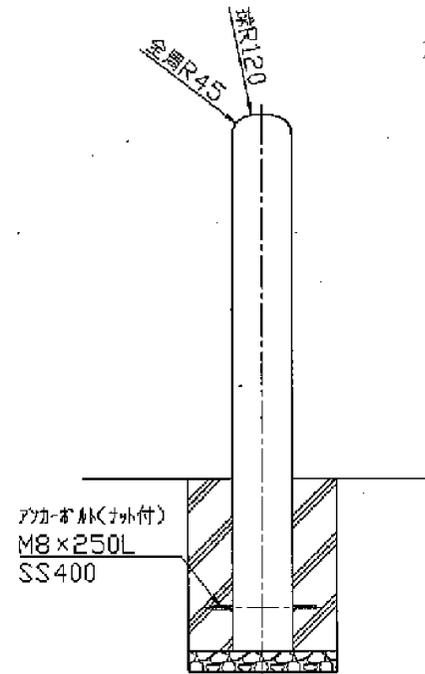
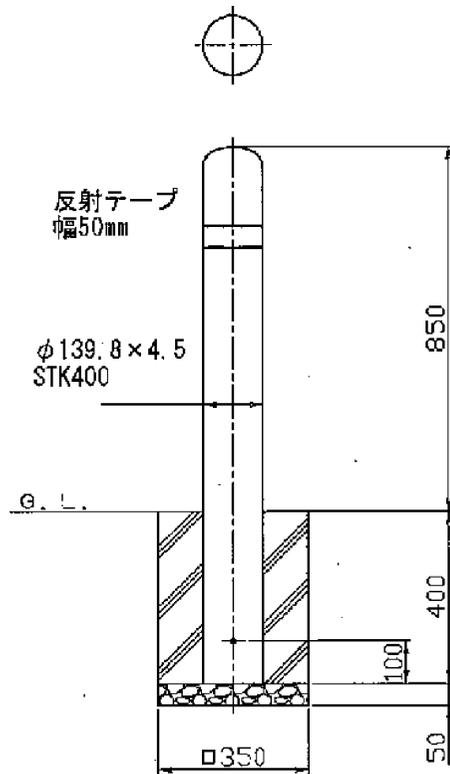


A-A' 断面



コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

駒止



外面に接する位置に
設置すること

コンクリートは
普通18-8-20BB (BB182B)
とする

- 注) 1. 駒止の材質は鋼管(STK400)を
標準とする。
2. 黄色を標準とし、亜鉛メッキ後、
焼付塗装すること。
3. 駒止は夜間の視認性確保のために、
反射テープ等が設置されていること。